

**八丈町は、台風第22号・第23号で被害にあわれた事業者（農業・水産業・観光業・商工業・その他）の皆様に生活再建を目的とした支援金の交付を開始します。**

## 八丈町産業・観光再建支援金 のご案内

### 申請期間

**令和8年2月2日(月)～令和8年3月31日(火)**

### 制度の主な内容

**【対象者】** 台風の被害にあわれた事業者（農業・水産業・観光業・商工業・その他）であり、令和7年10月8日以前に八丈町に主たる事業所等を有する事業者（個人・法人）で、令和6年に各事業において30万円以上の事業収入がある者  
ただし、令和7年1月以降に開業した場合は、令和7年10月8日までに30万円以上の事業収入がある者

**※<農業><水産業><観光業・商工業・その他>の各事業で支援金がございます。**

**支援金額：1件につき一律30万円【※各事業ごと】**

**※支援金の申請から交付までの事業の流れ、必要書類等については裏面をご確認ください。**

#### ●申請書の入手方法

申請書は、八丈町産業観光課および各出張所に置いています。八丈町公式サイトからダウンロードもできます。

持参の場合…申請書類を産業観光課産業係・水産商工係・観光係へ持参ください。

郵送の場合…簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。3月31日の消印有効です。

**★持参・郵送問わず、申請書には連絡先電話番号を設けておりますので、必ずお受けできる電話番号の記載をお願いします。**

<宛先>〒100-1498 東京都八丈島八丈町大賀郷2551-2

八丈町産業観光課 八丈町産業・観光再建支援金 申請受付 宛て

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所および氏名を必ずご記載ください。

#### 【お問い合わせ先】

八丈町役場 産業観光課 電話番号 04996-2-1125

受付時間:9:00 ~ 17:00 (平日のみ)

## 《制度の主な内容》

### ●事業目的

令和7年台風第22号・23号により被害を受けた事業者（個人・法人）等に対し、早期的な生活再建を支援します。

### <農業>

暴風雨により農作物・圃場（施設）に甚大な被害を受けており、生産物の出荷・販売が行えない状況であったことから、農業者の生活再建を支援

### <水産業>

断水・停電の影響により冷蔵・冷凍機能、製氷機能が停止し、出漁ができない状況であったことから、漁業者の生活再建を支援

### <観光・商工業・その他>

暴風雨による施設被害や断水・停電の影響により、店舗・施設での営業が困難な状況であったことから、観光・商工業・その他の生活再建を支援

※その他には建設業、製造業、運輸・通信業、卸売・小売・飲食業等が含まれます。

事業を重複して申請することは可能です。その場合、対象とする事業の収入が30万円以上であることが要件となります。※<農業><水産業><観光・商工業・その他>の各事業で支援金がございます。

### 【必要書類】

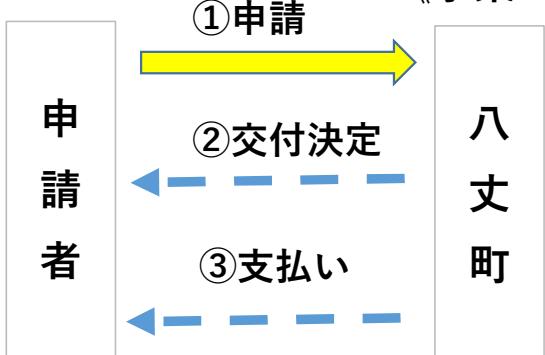
- ・令和6年分確定申告書及びその事業の収支がわかるもの（決算書・収支内訳書等）
- ・令和6年分相当または直近で提出された法人事業概況説明書（法人のみ）
- ・令和7年1月以降に開業した場合、開業届等事業を始めたことがわかる資料及び令和7年10月8日までの事業の収支がわかるもの
- ・法人名義等の振込先口座の通帳（写）
- ・その他町長が必要と認める書類

※確定申告書・事業概況説明書は令和7年10月8日以前の提出日を基準日とし、以降

における確定申告・修正申告等の収入の変更は原則認められません。

詳細については、要綱をご確認いただきますようお願いします。

## 《事業の流れ》



- ①【申請】・・・窓口提出又は郵送提出  
※必要書類を必ずご用意ください。
- ②【交付決定】・・・審査後、交付決定（通知）
- ③【支払い】・・・交付決定後お支払いいたします。